

青森県報

第三千五百二十四号

平成二十四年

四月九日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 二
- 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………(同) …… 四
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) …… 五
- 建設業者の許可の取消し……………(三 八 地 域 局) …… 五

告 示

青森県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの 種類	居宅サ ビス業 を行う 所	指 定 年 月 日
社会福祉法人 人桐栄会	青森市浪岡大字 樽沢字村元三三 〇の七	生活期入所 生活介護	南津軽郡藤崎町 大字水木字浅田 九五	平成 二四・四・一
株式会社ラ イフアリー ナ	弘前市大字紺屋 町六六	通所介護	弘前市大字神田 五丁目六の一	"
社会福祉法 人八陽会	八戸市大字十日 市字黒坂三五	生活期入所 生活介護	八戸市大字田向 字松ヶ崎八の一	"
合資会社 テラマリンス	八戸市大字新井 一田字塩入四八の 一	通所介護	八戸市大字新井 一田字塩入四八の 一	"
合資会社 テラマリンス	八戸市大字新井 一田字塩入四八の 一	訪問介護	八戸市大字新井 一田字塩入四八の 一	"
特定非営利 活動法人自 立支援セン ターパ ラライ	八戸市青葉二丁 目一六の一三	訪問介護	八戸市青葉三丁 目三二の六	"
倉石ハ ース 株式会 社	三戸郡五戸町大 字豊間内字地蔵 平一の八六五	訪問介護	八戸市江陽五丁 目二七の二一	"
社会福祉法 人フ アミ リ	三戸郡五戸町字 姥堤三四の一	短期入所 生活介護 (ユニット 型)	八戸市大字八幡 字下樋田一の一	二四・三・三〇
株式会社川 村土木	三戸郡五戸町字 古館下川原二三 の一	訪問介護	三戸郡五戸町字 古堂後七の二九	"

青森県告示第三百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月九日

株式会社 村土木川	社会福祉法 人ファミリ	社会福祉法 人ファミリ	倉石ハネ 株式会社	特定非営利 活動法人 自立支援 センター ブ・ア パライ ン	合資会社 テラマリ ン	合資会社 テラマリ ン	社会福祉法 人八陽会	株式会社 ライフア リー	社会福祉法 人桐栄会	氏名 又は 名称 又は 名	指定介護 予防サー ビス業 者
古館下川原二丁目三番	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一八六五	八戸市青葉二丁目一六の一三	八戸市大字新井一丁目八の八	八戸市大字新井一丁目八の八	八戸市大字十日市字黒坂三五	弘前市大字紺屋町六六	青森市浪岡大字樽沢字元三三〇の七	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類
訪問介護	介護予防 生活介護 (従来型)	介護予防 生活介護 (ユニツ ト型)	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	介護予防 生活介護	通所介護	介護予防 生活介護	の種類の サービス	介護予防サービスの種類
ヨンスヘルシ	特別養護老 人ホーム ピネスヤク	特別養護老 人ホーム ピネスヤク	訪問介護事 業所江陽五 丁目	ヘルパース テーション 愛ブラザ	訪問介護カ ンパニョ	デイサービス シヨク	修光園サテ ライト	デイサービス 桜美苑	ときわシヨ トステイ	名称	介護予防サービスの事業所
三戸郡五戸町字古堂後七の二九	八戸市大字八幡字下樋田の一	八戸市大字八幡字下樋田の一	八戸市江陽五丁目二七の二一	八戸市青葉三丁目三二の六	八戸市大字新井一丁目八の八	八戸市大字新井一丁目八の八	八戸市大字田向字松ケ崎八の一	弘前市大字神田五丁目六の一	大津軽郡藤崎町大字水木字浅田九五	所在地	事業所
"	"	二四・三三〇	"	"	"	"	"	"	平成 二四・四一	年月日	指定

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百二十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法 人七峰会	社会福祉法 人七峰会	社会福祉法 人七峰会	社会福祉法 人七峰会	社会福祉法 人青森県 事業団	社会福祉法 人青森県 事業団	社会福祉法 人青森県 事業団	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事業所	年月日
弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	弘前市大字下白銀町二一の八	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	青森市中央三丁目二〇の三〇	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事業所	年月日
短期入所	就労継続 支援B型	施設入所 支援	生活介護	短期入所	生活介護	施設入所 支援	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事業所	年月日
旭光園 障害者 短期 入所	旭光園 障害者 支援	旭光園 障害者 支援	旭光園 障害者 支援	障害者総合 福祉センター りなつどま り障害者支 援施設さつ き寮	障害者総合 福祉センター りなつどま り障害者支 援施設さつ き寮	障害者総合 福祉センター りなつどま り障害者支 援施設さつ き寮	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事業所	年月日
平川市猿賀明堂 二五五	平川市猿賀明堂 二五五	平川市猿賀明堂 二五五	平川市猿賀明堂 二五五	東津軽郡平内町 大字小豆沢 字茂 浦沢三八	東津軽郡平内町 大字小豆沢 字茂 浦沢三八	東津軽郡平内町 大字小豆沢 字茂 浦沢三八	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事業所	年月日
"	"	"	"	"	"	平成 二四・四一	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	事業所	年月日

障害者支援施設陽幸園	一 むつ市大字奥内字大室平九一の	〃
障害者支援施設しもきた療育園	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木七三の三	〃
障害者支援施設旭光園	平川市猿賀明堂二五五	〃
南黒地方知的障害者更生施設青葉寮	平川市唐竹高田四五	〃
障害者総合福祉センターなつどまり障害者支援施設さつき寮	東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢三八	〃

青森県告示第百二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十四年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
加藤 孝顕	はちのへ西脳神経クリニック	八戸市大字尻内一丁鴨ヶ池一五	脳神経外科（肢体不自由）	平成二四・四・一
高畑 淳子	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、そしゃく機能障害）	〃
肥田 龍彦	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	循環器科（心臓機能障害）	〃

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社栄清工業
- 二 代表者の氏名 荒川 三千竹
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市白銀台三丁目七の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一四六一八号
- 五 取消年月日 平成二十四年三月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭